

環循規発第 2210031 号
令和 4 年 10 月 3 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 殿

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長

「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」の策定について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、PFOS含有廃棄物の処理については、平成 23 年 3 月 31 日付け環産発第 100331001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長通知「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項の改訂について」の別添「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（以下「技術的留意事項」という。）」に基づいて行われてきたところです。

平成 31 年 4 月から令和元年 5 月に開催された POPs 条約第 9 回締約国会議においてペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA。以下「PFOA」という。）とその塩及び関連物質が、新たに条約附属書への追加が採択され、令和 3 年 10 月 22 日には、「PFOA又はその塩」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置を講じています。

POPs 条約においては、当該物質を含む製品及び物品の廃棄にあたり、POPs の特性を示さなくなるように破壊又は不可逆的に変換されるような方法で処分されることを規定していることから、今般、PFOA含有廃棄物の分解処理方法等を取りまとめ、別添のとおり「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」として策定しました。

PFOS及びPFOA含有廃棄物の環境上適正な処理に向け、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。